

令和4年度 三条地域水道用水供給企業団人事行政の運営等の状況

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免

令和3年度に新たに採用され、または離職した職員の状況

採用	離職	増減数
1人	2人	△1人

(2) 職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分	職員定数	職員数		増減数	主な増減理由
		令和3年	令和4年		
事務職	—	3人	3人	0人	増：再任用1人 減：定年退職1人
技術職	—	9人	11人	2人	増：新採用2人、再任用1人 減：定年退職1人
計	22人	12人	14人	2人	

(注) 職員数は企業職員数であり、地方公務員身分を保有する休職者や派遣職員などを含む。

(3) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～31歳	32歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計	平均年齢
職員数(人)	—	3	1	—	1	4	1	1	3	14	46.4
構成比(%)	—	21.5	7.1	—	7.1	28.6	7.1	7.1	21.5	100.0	

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法では、職員の勤務実績を正しく評価し、公務能率を増進させることを目的として、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとしています。令和3年度における評価結果の活用状況は次のとおりです。

区分	活用状況	回数	評定期
任用管理	職員の昇格の判定に活用	年1回	12月

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和3年度決算）

経常支出額 A	経常収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度の人件費率
千円	千円	千円	%	%
793,039	341,653	83,298	10.5	11.6

(注) 人件費には、特別職に支給される報酬及び職員の法定福利費を含む(児童手当を除く)。

(2) 職員給与費の状況（令和3年度決算）

職員数 A	給 与 費				1人当り 給与費 (B/A)
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
12	46,299	4,936	17,195	68,430	5,703

(注) 1 職員数は、令和3年4月1日現在の企業職員数。

2 職員手当には、児童手当及び退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
歳	円	円
46.4	277,321	312,822

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(4) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		企業団	三条市	新潟県	国
一 般 職	大学卒	182,200円	182,200円	188,700円	総合職 195,500円 一般職 182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円	154,900円	一般職 150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	147,900円	152,700円	147,900円

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,468千円		
令和3年度の支給割合	期末手当	勤勉手当
	2.45月分 (1.35)月分	1.85月分 (0.90)月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置	役職加算 5%~15%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分

定年前早期退職特別措置（2%~20%加算）

ウ 地域手当（非支給）

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		—	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		—	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		—	
手当の種類		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	支給範囲	支給額
劇薬等取扱作業手当	浄水場職員	劇薬等を取り扱う作業	300円/日
災害応急作業等手当	災害発生現場で応急作業等に従事する職員	災害発生現場における応急作業等	730円/日

オ 時間外勤務手当

令和3年度（決算）	支給実績	393千円
	職員1人当たり平均支給年額	65千円
令和2年度（決算）	支給実績	459千円
	職員1人当たり平均支給年額	76千円

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制 度との 異 同	国の制度 と異なる 内 容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当た り平均支給年額 (令和3年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 6,500 円	同じ	—	1,156 千円	144,438 円
	子 10,000 円				
	父母等 6,500 円				
	特定加算(16~22歳年度) 5,000 円				
住 居 手 当	借家・借間 最高 27,000 円	異なる	※1	648 千円	324,000 円
通 勤 手 当	電車・バス利用者 最高 55,000 円	異なる	※2	1,652 千円	137,650 円
	自動車等利用者 最高 44,100 円				
宿日直手当	宿日直勤務をした場合 5,300 円	異なる	※3	—	—
管理職手当	役職に応じて 最高 41,100 円	異なる	※4	1,237 千円	412,400 円
単 身 赴 任 手 当	単身赴任をしている場合 最高 100,000 円	同じ	—	—	—
夜 間 勤 務 手 当	深夜に勤務した場合 1時間につき1時間当たりの給与額の25/100	異なる	※5	—	—
休 日 勤 務 手 当	休日に勤務した場合 1時間につき1時間当たりの給与額の135/100	異なる	※6	—	—
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職員が休日等に勤務した場合 勤務1回につき 最高 10,000 円	異なる	※7	—	—

※1 国は月額 16,000 円を超える家賃の職員に対し、家賃に応じ 28,000 円を上限として支給

※2 自動車等利用者に対し、国は最高 31,600 円

※3 企業団は年末年始加算あり

※4 支給率、国は最高 130,300 円

※5 時間単価の算出方法が異なる

※6 時間単価の算出方法が異なる

※7 国は最高 27,000 円

(6) 特別職の報酬の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	報 酬 額	
企 業 長	年額	25,000 円
副企業長	年額	23,000 円
参 与	年額	13,000 円
監査委員（識見）	年額	13,000 円
監査委員（議員）	年額	3,200 円
議 長	年額	23,000 円
副 議 長	年額	20,000 円
議 員	年額	19,000 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要（令和4年4月1日現在）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時

(注) 標準的な勤務時間です。

(2) 休暇の取得状況等

ア 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、1 年毎に 20 日付与され、20 日を超えない範囲の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

年	平均取得日数	取 得 率
令和3年	13.2 日	35.2%
令和2年	10.7 日	27.8%

(注) 取得率は、取得日数を前年からの繰越分を含む総付与日数で除したものです。

イ 介護休暇の取得状況（令和3年度実績）

介護休暇は、長期にわたって介護が必要な家族を介護するための休暇であり、連続する6月の範囲内で取得することができます。（無給）

	取得者数	介護休暇承認期間別内訳					
		1 月以下	1 月超 2 月以下	2 月超 3 月以下	3 月超 4 月以下	4 月超 5 月以下	5 月超
男性	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
女性	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

ウ 特別休暇の導入状況（令和4年4月1日現在）

休暇の種類	付与日数	休暇の種類	付与日数
公民権行使	必要と認められる時間	結婚休暇	7日以内
証人等として出頭	必要と認められる期間	妻の出産	2日以内
出生サポート休暇	6日以内	男性職員の育児参加	5日以内
産前休暇	産前8週間(多胎妊娠14週間)	忌引休暇	1日～10日
妊産婦の健康診査	必要と認められる時間	父母の法要	慣習上最小限度必要とする期間
妊婦の通勤緩和	1日1時間以内	夏季休暇	5日以内
産後休暇	産後8週間	災害復旧	7日以内
生理休暇	3日以内	災害等による通勤困難	必要と認められる期間
育児時間	1日2回各30分以内	災害時の危険回避	必要と認められる期間
介護時間	1日2時間以内	子の看護	年5日以内
骨髄液提供	必要と認められる期間	要介護者の介護	年5日以内
ボランティア休暇	年5日以内	スクーリング休暇	年42日以内

5 職員の休業に関する状況

育児休業は子が3歳に達する日までの期間を限度として、勤務しないことができる制度であり、部分休業は勤務時間の一部を勤務しないことができます。（無給）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児休業等承認期間別内訳					
			6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
男性	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女性	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和3年度）

分限処分とは、一定の事由により、職員がその職責を十分に果たすことが期待できない場合等に行う処分であり、降任、免職、休職及び降給の4種類があります。

ア 分限処分者数

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	0人	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制の改廃等により廃職等を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 同一の者が複数回にわたって処分された場合、その数を重複して計上しています。

イ 休職状態にある者の数

処 分 事 由	新規・更新	左記以外	合 計
心身の故障の場合	0人	0人	0人

(注) 1 「新規・更新」とは、令和3年度中に新たな休職処分または休職期間の更新が行われた者の実数です。

2 「左記以外」とは、令和2年度以前に休職処分となり引き続き休職状態であった者の実数です。

(2) 懲戒処分の状況（令和3年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して科する制裁であり、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反しまたは職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人

7 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの服務上の制約が課されています。

8 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況（令和3年度）

科 目	受講者数
水道事業実務講習会（主催：新潟県水道協会）	3人
実務（技術）講習会（主催：（公社）日本水道協会 新潟県支部）	1人
（公社）日本水道協会中部地方支部研究発表会 （主催：（公社）日本水道協会 中部地方支部）	2人
水道事務講習会（主催：（公社）日本水道協会 中部地方支部）	1人
地方公営企業消費税実務研修会（主催：新潟県総務管理部市町村課）	1人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の給付事業の概要

企業団の常勤職員は、新潟県市町村職員共済組合に加入して、短期給付（医療給付等）や長期給付（年金等）等を受けることができます。

ア 短期給付事業

給付の種類		概要
法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付（療養の給付、出産費など）
	休業給付	休業した場合に支払われる給付（出産手当金、育児休業手当金など）
	災害給付	災害時に支払われる給付（弔慰金、災害見舞金など）
附加給付		法定給付以外の給付（家族療養費附加金など）

イ 長期給付事業

給付の種類		概要
老齢・退職給付	老齢厚生年金	組合員期間などが10年以上で、かつ、65歳以上であるとき支給
	退職年金	組合員期間が1年以上で、かつ、65歳以上で退職しているとき支給
障害給付	障害厚生年金 障害手当金	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態となったとき支給
	公務障害年金	公務による病気やケガにより障害の状態になったとき支給
遺族給付	遺族厚生年金	在職中又は退職後に死亡したとき支給
	公務遺族年金	公務による病気やケガにより死亡したとき支給

(2) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者の選任を行い、職員の安全・衛生管理に努めています。

(3) 職員の健康管理

職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、毎年定期健康診断を実施しているほか、胃がん検診を実施しています。

検診名	概要
定期健康診断	人間ドックを受診しない職員を対象に実施
胃がん検診	人間ドックを受診しない40歳以上の職員及び40歳未満で希望する職員を対象に実施
人間ドック	35歳以上の職員が検診を受ける場合、新潟県市町村職員共済組合が費用の一部を助成

(4) 職員の災害補償の状況（令和3年度）

区 分	認定件数
公務災害	0 件
通勤災害	0 件

(5) 公務災害基金負担金の状況（令和3年度）

負 担 金	123,431 円
-------	-----------

(注) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく地方公務員災害補償基金新潟県支部に対する負担金です。